

CBS NEWS

2021年2月1日発行

VOL. 6

立春の候、貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。
平素は、適正な技能実習生受入れにご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

CBS NEWS VOL. 5「Topic 02. 優良な実習実施者の基準が改定されました」は
ご覧いただけましたでしょうか。

現在受入れの技能実習生を技能実習3号へ移行させたいとお考えの企業様は、
お早めに事務局までお問い合わせください。

また技能実習生の入国制限も継続している中、新規採用のご希望もいただ
いております。

今後の受入れをご希望の企業様につきましても、採用方法等ご説明いたしますので、
渉外担当または事務局までご連絡ください。



2021.01.21
フィリピン人技能実習生2名が
企業へ配属されました

Topic 01. 技能実習生の入国・企業配属状況

新規入国については、緊急事態宣言解除発表後の政府の対応を待つこととなり、現状では延期の可能性が濃厚です。
新規採用者については、送出し機関と協力し、書類申請等の手続きを可能な限り進めてまいります。

【ベトナム・送出し機関 HTD】

★1社1名の技能実習生 ⇒ 2021年3月2日（火）入国が航空便欠航のため延期（未定）

【フィリピン・送出し機関 PEA】

★12月16日（水）に入国した1社2名の1号実習生が1月21日（木）に企業へ配属されました。

★10名の1号実習生 ⇒ 2021年1月の入国予定は入国制限により延期（未定）

【フィリピン・送出し機関 RED ARROW】

★6名の1号実習生 ⇒ 2021年1月の入国予定は入国制限により延期（未定）

受入れ企業様でご負担いただく入国費用は、入国航空券代や入国後の隔離講習委託先等によって異なりますので、
入国日調整の際にご相談させていただきます。

Topic 02. 優良な実習実施者の要件・新配点項目

2020年11月24付で改定されました優良な実習実施者の要件について、技能検定の合格率のほかに、

★技能実習の継続が困難になった技能実習生の受入れ の項目について新配点が変わりましたのでご説明します。

2021年11月から新配点スタート!

加点点目は CBS NEWS VOL. 5 をご確認ください

技能実習生は原則自由に転職はできませんが、経営不振、人間関係の問題や悪質な実習環境等、実習実施者の都合等で実習を継続することが困難となった時に、転職（転籍）をすることが可能となります。

この場合、当該技能実習生を受入れた場合、その人数に応じ加点点目されます。(右図参照⇒)

また、他の監理団体傘下の実習実施者で上記のように実習困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに**監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行うと「10点加点点目」**という項目も追加されました。企業様へは事前に登録の可否を確認させていただきます。

☆ (旧配点) 受入れ有 ⇒ **5点**

★ (新配点) 基本人数枠以上の受入れ ⇒ **25点**
基本人数枠未満の受入れ ⇒ **15点**

第1号 (1年間)		第2号 (2年間)
常勤職員総数	基本人数受入れ枠	基本人数枠の 2倍
301人以上	常勤職員総数の1/20	
201-300人	15人	
101-200人	10人	
51-100人	6人	
41-50人	5人	
31-40人	4人	
30人以下	3人	

Topic 03. 技能実習生の死亡について

2020年12月25日の早朝、技能実習生1名が宿舎で突然死亡した状態で発見されました。

事件・事故・疾病ではなく、司法解剖の結果は死因不詳。入国前及び雇入れ時健康診断の結果も良好でした。

ご家族の意向で、ご遺体は本国に移送することとなり、2021年1月15日(金)に無事ご家族のもとへ戻られました。

ご冥福をお祈りいたします。

受入れ企業様におかれましては、技能実習生の定期健康診断の実施と、再検査の受診や通院等、技能実習生の健康管理をお願いいたします。健康状態で心配なことや監理団体でのサポートが必要な場合はご連絡ください。

また、ケガや病気で通院等した場合、「外国人技能実習生保険」で

3割自己負担分の診療費を保険金請求できますので、ぜひご活用ください。

ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

この保険は次の保険金をお支払いします

- 治療費用保険金 (治療にかかるときの費用を、180日以内・または費用を要する180日以内に限り、実費を限度としてお支払いします。)
- 死亡・後遺障害保険金 (180日以内に死亡した場合は、もしくは後遺障害が認められた場合は、お支払いします。)
- 日常生活賠償保険金 (通院時、他人の身体を傷つけたり、他人のケガなどで、治療上の必要経費を発生させたことによりお支払いします。)
- 救護費用等保険金 (救護活動に基づく救護費用や実習生の健康に与えた悪影響に対する救護費用をお支払いします。)
- 疾病治療費用保険金 (疾病の治療にかかるときの費用を、180日以内に限り、実費を限度としてお支払いします。)
- 疾病死亡保険金 (疾病で死亡した場合、お支払いします。)

保険金をお支払いしない主な場合

- 妊娠・出産・流産・早産およびこれらに起因する病気
- 精神科疾病 (たとえケガによる精神科治療も含まれません。)
- 業務上・通勤途上の怪傷 (治療費用100%補償対象外です。)

いずれの業務も死亡・死後状態となった場合は、救護費用等保険金のお支払いの対象となります。

■ 書類の記載内容に変更・訂正がある場合は、必ずご連絡ください!

よくある変更事項：代表者、登記役員、社名、本社所在地、宿泊施設の住所、技能実習生の待遇全般、など

■ 技能実習生の労務管理や実習指導などで、お困りごとがありましたらご相談ください。

【発行】

セントラルビジネスサポート協同組合

441-8014

愛知県豊橋市花田二番町 83-2 甲貴ビル 3階

TEL: 0532-39-5505 / FAX: 0532-39-5515

E-mail: office@cbs-japan.com

【参考】

OTIT 外国人技能実習機構

Organization for Technical Intern Training

HP: <https://www.otit.go.jp/>

技能実習関係法令や新型コロナウイルス感染症について

案内が掲載されています。